

第3章 キャリア教育の展開と「大学開放」

第1節 日本における大学開放とリカレント教育

I. はじめに

生涯学習についての理解には、様々な立場からのアプローチがあり、また、主要な領域として設定されるものも極めて多岐にわたっている、ということができる。

学習内容の視点から捉えた場合、これまでの生涯学習をめぐる議論は、必ずしも職業・労働ということに十分関心を寄せてこなかった、ということができよう。勿論、労働者教育や職業教育を研究したり実践的に教育プログラムの開発を求めるものも決して少なくはない。しかし、社会教育から生涯学習へという流れの中で研究課題を設定し、方法論を追求してきた領域では、十分研究が行われてきたとは言い難いのである。そしてそれは高等教育の領域においても同様である、と考える。大学が社会人として働く青年の教育を担当しているということの意味は、改めて言うまでもないように聞こえるかもしれないが、「ニート」が社会問題化したり、学生の基礎的な学力・学習力が低下傾向を強める中で、「個人—大学—社会」という関わりも含め真剣に問い直されなければならないのではないか、と考える。

また、大学が社会人を対象として多様な学習プログラムを用意することも本格的に検討される必要がある、と考える。すでに一部の私立大学では社会人を対象とした教育プログラム・学習コースを開設するようになってきているが、そうした「大学開放」は、21世紀の今日では基本的に大学の果たすべき役割として位置づけられる必要がある、と考える。

ここでは、(1) 生涯学習を主として職業教育の領域に関連付けて捉え、(2) 近年急速に関心が高まってきている、大学開放の一環としてのリカレント教育・キャリアアップ教育を職業教育の新たな展開を示すものとして位置づけ、(3) 同時に、従来の社会教育・生涯学習の中で中核を構成してきた行政に求められている課題を探求し、(4) さらにそれを日本とEUとの比較を念頭におきながら探求する、ということを目指している。平成18年3月のチューリッヒでの調査の結果をふまえ、職業教育・リカレント教育・キャリア教育に焦点をあて、今後の生涯学習を模索してみたい、と考える。

しかし、業種や職種や職務内容にまでふみこんで職業教育について論じる余裕はないが、これまで実施してきた地域住民に対するアンケート調査などをふまえ、生涯学習の視点から職業教育について論点整理を試みたい。

II. 日本における生涯学習のこれまでの展開

(1) 日本における生涯学習の特質

日本の生涯学習を概要した場合、特徴の一つとして行政が大きな比重を占めている、

ということを指摘できる（ここでは、社会教育を担う行政だけでなくいわゆる「首長行政」の領域での教育的活動も含めて位置づけているのであるが）。言うまでもなく、社会教育施設を拠点とした教育事業の展開は、「行政改革」が進行し「財政危機」が喧伝される中でも一定の予算が確保され、職員の配置も減少傾向にあるとは言ってもそれなりに確保され、重要な役割を果たし大きな成果を上げてきたと言える。

また、「生涯学習」に関して国レベルで審議会で議論され、「生涯学習振興整備法」が制定され、政策として具体化される課程を通じて、一貫して社会教育を基軸として生涯学習が展開されてきた、とすることができよう。「社会教育」と「生涯学習」との関係について検討することは別の機会にするとして、国や自治体において「社会教育課」が「生涯学習課」に名称変更される中で一定の事務分掌や果たすべき役割・権限などの修正があったとしても、基本的には社会教育施設を軸として行政が執り行われてきた、とすることができよう。

このことは、換言すれば行政が中心に生涯学習を推進してきた、ということになる。即ち、公民館や博物館等が住民に対して学習機会を提供し、それに住民が自分の興味関心にもとづいて選択的に参加し学習するという、社会教育施設を拠点とした学習活動に焦点があてられてきた、ということに他ならない。具体的には、住民の健康に関する興味・関心・不安にこたえる形で事業が実施され、そうした「学習機会」に住民が選択的に参加する、ということである。例えば、自分がガンではないかという不安から詳しく症状を知りたい、あるいはガン予防の手立てを知りたい、といった内容に応える「健康講座」や「講演会」が公民館で開催されるとそれに参加する、といった具合である。

「学習機会」に参加する前提条件として、多くの場合は日常生活の中で様々な機会に関連する情報を入手していることが多い。先に挙げたガンの例では、日頃「胃がもたれる」という自覚症状があったり、同世代の人・知人などが胃ガンで死亡したといった情報を入手していることがあり得る。また、各種のメディアを含め、多様な情報に接する中で、一定の切実さに達ししかも「学習機会」の情報がマッチしてこそ「参加」という行動に移るのである。いずれにしても、そうした「学習機会」を提供する主体の中心は、公的社会教育であった。

次に、民間の教育産業の果たしている役割について触れておきたい。

主として1970年代以降、民間の教育産業が都心部を中心に「学習機会」を提供してきた、ということも周知のことであろう。いわゆる「カルチャーセンター」が、新聞社やスーパーなどの関連会社によって運営され、公民館をはじめとする公的社会教育と対抗したり棲み分けながら事業を展開してきた。それは、体育・スポーツの領域でも同様に、スポーツクラブやフィットネスクラブなどが体育施設と対抗・棲み分けをしてきたのである。

（2）縦割り行政の問題点

日本の社会教育・生涯学習について語られるとき、しばしば指摘されることとして「縦割り行政の弊害」ということがある。教育行政以外の部門でも実際には様々なテーマ・内容で学習機会が提供されているのであるが、教育行政との連携が希薄である、むしろ

連携がなされているのは例外的である、という実態が指摘されるのである。例えば農業者を対象とした事業は農林水産省で、労働者を対象とした事業は厚生労働省、そして商工業者を対象とした事業は経済産業省、といった具合である。そして事業に関連して学習的要素が強い事業もそれぞれの「縦割り行政」の枠の中で実施されてきた、ということである。そこには社会教育・生涯学習に関わりを持つ条件が非常に乏しかった、ということである。

勿論、およそ学習的な要素を内在させている場合にはすべて社会教育・生涯学習行政が担当すべきだ、ということではない。問題は、行政が縦割り化することで地域課題や生活課題を総体的に捉え、克服すべき実践の方向を行政をはじめ住民や企業・協同組合・ボランティア・NPOなどがどのように連携しながら追求していくのか、という展望を見出しにくい状況にあった、ということである。総体を把握出来なければ、個人の努力だけでは問題解決が展望できない、また地域の中で他の住民や行政・機関・団体などと連携して対処しようという展望も持つことが困難になりがちである。こうした点を考えると、「教育の論理」を軸として地域課題・生活課題を捉え直し、学習プログラムを作成することの独自性・重要性が明らかになるのではないかと考える。

Ⅲ. 地域課題と地域生涯学習

(1) 地域間格差の拡大

今日、様々な場面で日本社会における「格差」が問題点として指摘されている。また、地域活性化を図ることも重要な課題となってきた。住民にとっては切実な生活課題として立ち現れている。

「勝ち組と負け組」といった表現が最近頻繁に使用されるようになってきているが、その明確な定義はなされていないにしても、今日の「世相」を映し出していることに間違いはない。それは企業間の競争・格差、労働者間の競争・格差、児童生徒の競争・格差、等々様々な場面で見受けられている。現象的には「勝ち組と負け組」として見えることの根源的な分析まで立ち入る余裕はないが、「地域間格差」もある意味では政治・経済・文化等々の様々な場面での「勝ち組と負け組」の集積された結果として捉えることができよう。

「少子高齢化」ということも問題とされて久しいが、農漁村を中心とした地域での「過疎地」や「高齢化」が取りざたされてきたのは決して新しいことではない。高齢者をめぐって問題とされることは、「生きがいづくり」といったテーマでの学習に矮小化されるきらいはあったものの、1970年代にはすでに重要な問題として指摘されていた。

一方、記憶に新しいところで、また今後実際に経済・政治等々に様々な問題を具体化してくると思われる「郵政民営化」によって、「地方の切り捨て」が様々な生活課題・地域課題を生じさせていく、と考えられる。

市町村合併による行政サービスの低下も危惧される場所である。一見すると「村」や「町」が「市」に昇格し、財政規模なども大規模なものになったように見えるが、内

実を冷静に捉えるならば、多くの自治体では「赤字財政」の基本構造が解消される可能性に乏しい。そして、「市」の中でも「市街地」・「市の中心部」には公共施設が集中したり民間企業が経営を発展させる条件も拡大する可能性はあるものの、周辺部ではいっそう行政サービスの低下が予想されるのである。

このような地域間格差は、端的に言えば、社会資本の投下の不均衡に起因することが多いだけに、「市場原理」にまかせるだけでは「格差」は拡大する一方であり、その「是正」は公的なものに依存せざるを得ないのである。

教育行政の部面においても事態は深刻である。予算の削減にともなう事業の廃止・縮小、専門職員の削減といったことが行われてきた。また、管理運営においても施設の民営化が財団運営への委託などの形で行われてきたが、近年「指定管理者制度」の導入が積極的に推進されてきている。

こうした状況をふまえるならば、改めて地方自治の在り方を問い直す必要がある、と考える。今回の「市町村合併」で地域間格差は拡大し、過疎化の進行している地域ではいっそう問題が深刻化することが予想される。そして、今後さらに「道州制」が検討されてきているところであり、「地方自治」の形骸化が促進されようとしているのである。

「果たしてこれでよいのか」と、立ち止まって考えてみる必要があるのではないだろうか。

これまで否定的な要素を強調しすぎたきらいがあるが、住民の活動に注目したとき、様々な課題を克服しようとする運動が展開されていることにも触れておきたい。地域における住民の生活課題・地域課題への取り組みということを考えた場合、注目されるものの一つがボランティア・NPO活動である。都市部と比較した場合、「地方」でのボランティア・NPO活動の展開は相対的に活発とは言い難い。とはいえ、様々な領域で住民の活動が展開されていることは間違いない。福祉は勿論、環境問題や教育、医療、文化等々において、実に多彩な活動が展開されているのである。

平成7年の「ボランティア元年」以降、あるいはNPO法が施行されて以降、ボランティア・NPO活動に急速に関心が高まり、実践も拡大進化している。そうした活動の中で学習が深められている。実践の中で学習した成果が活かされさらに深められていくのである。

(2) 地域生涯学習の展開と「大学開放」

これまで述べてきたように、地域課題が様々な形で顕在化する中で、住民の学習と自治体の教育行政の果たすべき役割は一段と重要性を増してきている。カルチャーセンターに代表される民間教育産業の場合、その主要な「市場」は「趣味」や「一般教養」を中心とした、「自己完結的学習」に傾斜しがちである。つまり、個人的な興味関心から発意し、個人的に学習成果を「自己満足」の範囲で収束させる傾向がある、ということである。勿論それを否定しているのではないが、生活を営む「場」に様々な生活課題・地域課題が存在する中で、そうした課題についての学習や実践は、こうした民間教育産業の展開だけでは十分にはぐくむことはできない、ということを目指したいのである。

その意味では、改めて行政が積極的な役割を果たすべきであり、現に公民館などの教

育行政の部面などでは大きな成果を上げてきているのである。また、教育行政とともに教育関連行政の部面で展開される学習活動も、地域における生活課題・地域課題を正面から取り上げていることも多い。

しかし、先にも触れたが、「縦割り行政の弊害」として、生活課題・地域課題への対応が、行政の「縦割り」の仕組みの中で、孤立・分散した状況で学習機会が設定される傾向にある。そのため、総合的に生活課題・地域課題の現状と克服する展望を見出すことができない状況にある、とすることが指摘されなければならない。真に地域住民の立場に立った場合、どこに問題がありどのようにしたら課題を克服できるのか、そうした視点から総合的な「教育プログラム」の開発や学習方法が必要とされるのであるが、孤立・分散した学習機会に参加するだけでは、換言すれば住民の個人的努力だけでは学習を深め課題解決の実践を育むことは至難の業である。だからこそ、地域生涯学習という対極的な視野からの学習活動の組織化が求められている、ということである。

また、「大学開放」について考えた場合、そうした地域課題に対して大学が積極的に関わることが求められてきている。「大学開放」という場合、従来は「公開講座」が中心だった、とすることができよう。一般教養が中心で、他の機関・団体が提供する「学習機会」と比較して「高度な学習機会」を提供する場合もあるが、高い受講料を払える人が主たる参加者だった、という面があることも否定できない。

地域課題への取り組みは、研究の場面でも求められているところである。研究活動において、研究テーマ・内容を地域に根ざしたものとして設定することが求められている。それは外部からの「研究費の獲得」という面に矮小化されてはならない、と考える。

大学が地域に貢献していく上で、行政やボランティア・NPOなどと連携していく必要がある、と考える。これまで述べてきたような生活課題・地域課題に取り組む様々な機関・団体・ボランティア・NPOなどとの連携である。生涯学習教育研究センターの例では、「りんご王国こうぎよくカレッジ」という番組の活用を行っていることを紹介したい。地域のFM放送およびその放送局に提供する番組を制作しているNPOと連携し、弘前大学の教員が出演している番組の内容を、センターのホームページでも聴取できるようにしている、という事例である。こうすることで、教員が研究している内容をわかりやすく紹介したり、最近のトピックスを専門的な研究成果をふまえて紹介することが可能となっているのである。

「大学開放」事業の中で、「参加体験型学習」を取り入れていることにも触れておきたい。「あおもりツーリズム人づくり大学『はやて』」では、グループワークを取り入れ、共同学習の積極的な意義を確認している¹⁾。

IV. 生涯学習における職業教育

(1) 生涯学習の理解

ここで改めて生涯学習の捉え方について簡単に整理しておきたい。

生涯学習という用語は、様々な内容を含むものとして捉えられているのではあるが、誕生から死を迎えるまでの、生涯にわたって行われる学習活動として捉えられている、

ということは最大公約数的な理解であるといえよう。

したがって、家庭教育・学校教育・社会教育を包含するものであり、学習内容は日常生活に関することに始まって多岐にわたる、という理解になる。その文脈からすれば、職業教育は、現代社会において社会人として生活を営む上で必要不可欠のもので生涯学習の重要な柱である、ということになる。高校や大学を卒業した後、多くの方は企業や行政などで雇用され、職業人として働くことが求められているからである。勿論、生涯学習ということで、現役の職業人として勤務していない高齢者などにおいても、生活の営みの一環として、あるいは就職準備の一環として学習する場合もある。シルバー人材センターのように、それまでの経験・技能・知識をいかして「第二の人生」を送る場合や、新たに起業する事例なども決して少なくない。「2007年問題」をめぐる報じられている事例には、新たな自営業（農業やNPOなども含めて）の立ち上げも多いのである。そこには、必ずしも「平均利潤」を実現しなくても、自己の生きがいづくり・社会参加ということで追求されているものもあることに注目したい。

ここでは、生涯学習とは個人の労働・生産・生活過程において展開される、社会とのかかわりを持った積極的・目的意識的（場合によっては継続的）情報収集活動、として位置づけしておきたい。

（2）職業教育の生涯学習論としての再検討

日本における職業教育の現状を考えた場合、そこでは第一に企業内教育との関わりが重視されてきた、という特質がある。実際に職業人として生活する場面を想定した場合、企業の一員として与えられた職務を十全に遂行することが求められ、また、雇用する側としても企業活動をスムーズに追求するための「教育」が不可欠のものとして捉えられていたからである。勿論、そこでは基本的な立場・価値観・価値志向において利害の対立が存在することは言うまでもないことであろう。

第二に、学校教育における職業教育は、国民全体の教育水準の上昇が実現する中で高校進学率の上昇、受験競争の激化、学歴社会化（学歴による差別化・序列化）といった状況が作り出されることにより、「普通科と職業化との差別化・序列化」といった問題を包含して実践されてきた、という特徴がある。いわば、「普通科」に進学できないもの（経済的な問題もあるが、主として「学力」の問題に規定されてのものとして）が受験するのが「職業教育」である、といった固定的な観念が作り出され定着する傾向を示しているのである。そこには極めてゆがめられた職業観（働くことの意味・意義についての理解）が底流に形成されてきた、と言うことができよう。また、「労働」ということに対しても一面的な理解をもたらす要因となっている、と言うことができよう。

第三に、家庭教育においても、「職業教育」の根幹をなしている「労働」というもの、「働く」ということの基本的な捉え方・価値観において大きな変化があった、ということが指摘されなければならぬ。いわば「働く」ということが人間社会において重要な意義があり、人間として生きていくうえでの基本をなしている、という価値観の揺らぎが生じている、ということである。かつて「3K」という言葉が、忌み嫌われるものを象徴する用語として使用された。それは今日では払拭されたというよりは、一段と強

まっている、と考える。「働く」ということの吟味をする以前に、「危険」、「汚い」、「きつい」というイメージがある職場・職種・職業は若者に回避されるようになったのである。こうした傾向は、後述するように決して家庭教育だけの問題ではないのだが、「親子」という人間関係を基軸とした、就学前および就学期の児童生徒が生活を営み、成長発達を実現する「場」である家庭において、すでに基本的な労働観・職業観が揺らいでいる、ということが言えるのではないだろうか。

第四に、大学において「職業教育」は、基本的に2つのベクトルの中で不徹底のままに行われてきた、ということができよう。専門職の養成（職業に関する専門的知識・技能の習得）という側面と学問に基礎付けられた高度な教養の習得ということが、複雑に錯綜しながら追求されてきた、と考える。問題なのは、近年の傾向として、学生が大学で学ぶ上で必要とされる基礎学力・学習力を低下させてきていると同時に、社会との関わりの中で自分の生き方を探る・社会人を目指すという志向が貧弱になってきていることである。

第五に、行政の果たすべき役割が一段と大きくなってきている、ということである。先に触れたように、高校での差別化や大学教育の問題が生じてきている中で、さらに民間企業での雇用政策（リストラの徹底、年功序列制度の廃止、パート・派遣職員の構造的採用等々）の下で、職業教育が多面的に展開される必要があるのだが、行政がそれに積極的に対応する必要がある、ということである。

(3) 職業教育を構成する論理 ―生涯学習論の視点から―

ここで職業養育について、学習論の視点から若干の整理を試みたい。

第一に、学習内容としては、基礎教育の充実が考えられる。国語、算数・数学などの各教科目として構成されているものを精査する必要がある、と考える。今日、学校教育では「学習内容の削減」にともなう「学力低下」が問題とされているが、むしろ授業のなかで確実に理解することが追求しがたい状況が広範に存在し、理解不足に起因した「学力低下」が指摘されなければならないと考える。その意味で、基礎教育が重要である、ということである。

第二に、基本的な労働・職業観を形成する教育（現代社会の中で生きる、生活していくということ）が考えられる。現代社会についての基本的な理解、現代社会において個人として生きていくということの意味・内実について、理解が深められる必要がある。先に家庭教育に触れたが、この点はこれまでの職業教育においても十分追求されてこなかった部分である、と考える。教育内容を構成するものは、歴史的・社会的要素及び現代社会における人間というものの特性、といった要素で構成されることになる。

これを今日の職業高校に即して考えるならば、商業や工業、農業といった業種を横断した労働観の形成ということになる。

第三に、具体的な労働場面に即した基本的な能力の形成・技能習得と応用力の形成、という問題である。

「職業遂行能力」を検討してみよう。「職業の遂行」ということは、一面で具体的な労働場面に即して吟味される必要があるのだが、他面で労働というものの最も基本的な特

質を解き明かすキー概念である、と考える。職業の遂行のためには、与えられた労働条件の下で、労働内容の在り方を十分理解・把握し、自己の肉体的・精神的能力を活用して、実際に成果が上がるように努力することが求められる。労働主体としての知的・技能的水準もその一部を構成することになる。

近年、インターンシップなども盛んに行われるようになってきているが、それが就職前の職業教育としての実態は、現時点では持っているとは言い難い。

V. スイスにおける職業教育の展開

(1) スイスにおける職業教育の特徴

平成18年3月に実施した調査をもとに、ここで簡単にスイスにおける職業教育の特徴について述べておきたい。

スイスでは高等教育機関への進学率は3割に到達していない。職業教育に焦点を当てた場合、大学で専門教育を受けていく場合もあるが、多くは高校卒業後に国立の職業専門校に進学していく。この職業専門校は、社会人向けのコースも開設している。職業に就くために必要とされる基礎的な学力と専門的な知識・技能の習得が図られている。社会人の場合は、主として転職希望者や失業者が対象となっている。授業料は無料で、少人数教育を基本としたカリキュラムが用意され、一人一人の学びを大切にされた教育的配慮が随所に見られる。

一方、民間教育産業においても職業教育が展開されていることに注目したい。生活協同組合である「Migros」では、多彩な教育学習コース・プログラムが設定されている。その中で、語学学習が大きな比重を占めているのであるが、その学習が「一般教養」的な性格を持つものと職業教育的な要素を強く持つものと、2つの場合があることが注目される。多民族国家で観光ビジネスも基幹産業としての位置づけがあることから、語学学習は職業上の必須の知識・技能となっているのである。

(2) スイスから学ぶべき点

国として置かれている事情や歴史的・社会的状況などが異なることから、単純に外国と比較して日本の教育の在り方を論じることは慎むべきことである。

とはいえ、ヨーロッパの「伝統」として形成されてきたものの中には、日本の未来像を描くに当たって参考にすべき点は数多く存在している、と考える。

そうした視点から、以下では3点に絞って触れておきたい。

第一に、職業教育の位置づけである。スイスの場合、高校の教育の中で日本のような「職業科」と「普通科」との「差別」は基本的に存在していない。かつては「職業科」から「普通科」への途中での乗換えが出来なかったが、今日ではそれも緩和されてきている。また、授業料も無料で、「働くこと」や「学ぶこと」が個人の基本的人権として尊重される条件が整えられているのである。

第二に、労働時間の問題である。日本の場合、かつてと比較すれば労働時間は確かに

大幅に短縮されている。しかし、実態としては超過勤務が恒常的にあり、「風呂敷残業」と言われるように自宅に仕事を持ち帰らざるを得ない状況にある人も多い。都市部では通勤時間の長さの問題も大きい。こうした状況では、「自由時間」も少なく、自立的に自己研鑽・自己啓発を行う条件に乏しい。このことは、個人にとってもマイナス要因だが、企業や会社にとっても大きなマイナス要因になっている、と考える。これに対してスイスの場合は、多くの労働者が定時就業・退社を保障されているのである。

第三に、「Migros」という協同組合が学習機会を提供しているのだが、その基本的な条件として収益の 1 パーセントを教育文化事業に振り向けることが社会的に課せられている、ということがある。この点、日本では個別的には企業が「メセナ」の事業に拠出したり、スポーツ・文化・教育振興などに基金を提供している場合もある。しかし、全体としてはあくなき利潤追求に終始する傾向が強い、と言わざるを得ない。こうした点を社会的にコントロールする必要があるものと考えられる。

VI. 結び

地方自治体で「生涯学習」と言う場合、それは従来の社会教育行政を基軸として展開されるものとして捉えられるきらいがある。しかし、これまで述べてきたように、「職業教育」を基本として捉えた場合、従来の教育行政の枠組みの中でも様々な可能性・課題があると同時に、教育行政の枠を越えた新たな展開が求められている、ということも否定できない。

都市部と比較した場合、「地方」では社会資本の投下が絶対的・相対的に少ない、と言う現状がある。しかし、単純に社会資本の投下を図るだけで良い、というのではない。地域の豊かな自然が急速に破壊されてきていると言うことが、環境問題への対処などとあわせて具体的に問題とされなければならない。

また、高度成長期以降振興した地域における「共同体的な人間関係・社会関係」は、都市部とは全く異なった形で「人間関係の希薄化」をもたらしている。そうしたことへの対処として「地域づくり」への取り組みがあるが、その「地域づくり」の基軸に生活課題・地域課題への取り組みが据えられる必要があり、その文脈の中にはキャリア教育やリカレント教育と言ったことが位置付けられる必要がある、と考える。

生涯学習を「職業能力の形成」と言う視点から捉えなおした場合、今日なお企業が重要な役割を果たしている、と言うことが出来よう。On the Job Training という形で、企業自身が職員に対して研修を行い、労働力の質の向上を図っているのである。しかし、こうした労働者に対する教育研修システムは、「年功序列」の「終身雇用制」の改変と歩調を合わせ、次第に撤退する兆しを見せていることに注目する必要がある、と考える。

今日、「大学」が社会的に果たすべき役割として、「研究・教育・社会（地域）貢献」ということが言われているが、「研究」や「教育」そして「社会（地域）貢献」のそれぞれの部分で大学開放が求められるところである。そして同時に、地域生涯学習の展開と密接に関わりを持つ、と考える。

これまで多くの大学において「大学開放」が積極的に推進されてきたが、その中核となるものは「公開講座」に代表されるように、地域住民に対する大学の側からの「教育

学習機会の提供」であった。こうした「大学開放」は今後も重要なものの一つとして位置づけられるべきなのではあるが、21世紀の今日では新たな展開が求められていることも否定できない。

とりわけ「教育」については、大学が高等教育機関として持つ高度な教育機能が積極的に開放される必要がある、と考える。現役の労働者、あるいは経営陣・技術者・専門職員等々に対してリカレント教育の場を提供する必要がある、と考える。

(藤田 昇治)

<注>

1) 弘前大学におけるキャリア教育の実践として、「あおりツーリズム人づくり大学『はやて』」(当初は「観光ビジネススクール『はやて』」としてスタートし、平成18年度に名称変更)がある。これについては拙稿「キャリア教育志向の『大学開放』事業の展望」(『弘前大学生涯学習教育研究センター年報』、第9号、2006年)を参照されたい。

第2節 キャリア教育志向の「大学開放」事業

I、キャリア教育の志向

「大学開放」がこれまで充分追求してきていない領域として、「キャリア形成」、「キャリア教育」がある¹⁾。公開講座・講演会などの、地域住民を対象とした「学習機会の提供」は、概して一般教養に偏っていた、ということができよう。「中高年」や「主婦」を主たる対象として、高等教育機関としての「一般教養」を重視したカリキュラムに重点がおかれたのである。

また、「パートタイム学生」の受け入れや「社会人入学」、さらには「授業公開」といった「大学開放」においても、図書館・スポーツ施設などの「開放」においても、「キャリア形成」や「キャリア教育」には軸がすえられてはいなかった、ということができよう。

もっとも、皆無だということではない。ちなみに弘前大学を例にとれば、医療関係者を対象とした専門的知識・技能の習得を目指す公開講座、弘前大学青森サテライトを会場として実施される大学院の授業などが開催されてきている²⁾。

こうした中で、平成16年度から実施されてきた「あおりツーリズム人づくり大学『はやて』」(スタート当初は「観光ビジネススクール『はやて』」という名称)は、従来の「大学開放」を一步先に進めたもの、それも極めて大きな一步である、と考える。

以下では、この「観光ビジネススクール『はやて』」に即して特徴を紹介しながら、今後の「大学開放」の在り方について実践的に論点整理を行いたい³⁾。

II、「大学開放」の到達点

1、「大学開放」の事業展開とその特徴

(1) 教育機会の提供

1) 公開講座・講演会等の実施

「大学開放」という場合、多くの人にとっては公開講座や講演会などの実施を意味し、大学という高等教育機関が一般市民に対しても教育機会を提供する、という意味で捉えられてきた。そうした教育機会は、一回だけの講演会として、あるいは数回の連続講義として構成されることが多かった。

そうした「教育機会」は、おおむね①大学の講義の内容をほぼそのまま活用した形で、大学生向けの講義と同様に実施されるもの、②市民向けに「わかりやすく」構成されたもの、の2つに大別されている。

教育内容としてとらえなおした時、これまで大学が実施してきたこうした公開講座・講演会等は、圧倒的多数がキャリアアップとは直接関係のないものであった、ということができよう。つまり、「一般教養」を主体とした、公民館等で提供されるものとは区別

される「高度」な学習機会」という性格が強かったのである。

2) 授業の公開

大学が行う「教育機会の提供」は、これまで「公開講座」が中心であったことはすでに述べた。ここで今少し「教育機会の提供」ということについて考えてみよう。

弘前大学では、「公開講座」の他にも、講演会・セミナー等様々な名称の事業を展開している。「公開講座」が学則に明記されている以上有料の講座として実施しているのだが、講演会でも連続講演会という形態のものもあり、実質的にはシリーズものでの「学習機会の提供」となっているものもある。

また、「教育機会の提供」という場合、正規の授業も「科目等履修生」や「聴講生」として受講が可能となっていることは言うまでもない。

しかし、多くの市民にとって、あるいは大学の事情を知らない人にとって、「科目等履修生」という名称はなじみの薄いものであり、また「正規の学生」以外の市民が大学の「正規の授業」を受講できる制度がある、ということさえ知らない人が多い、というのが実態である。

そこで平成15年度から、「パートタイム学生」という呼称を積極的に使用して広く一般に広報することを試みている。2単位の講義を受講すると、検定料や授業料などで高額な金額となるのだが、それでも広報活動（様々な社会教育施設などへのポスター・チラシを配布）への反応として問い合わせや申し込みの相談があり、現時点では充分市民に知られていないという状況をどのように打開するのか、という課題が存在すると考える。

ところで、福島大学や岩手大学等ではこうした「科目等履修生」の制度とは別に、「授業公開」を行っている。「科目等履修生」と比較した場合極めて低料金であることから、今後「教育機会の提供」という意味では重要な役割を果たすものと考えられる。勿論、そこには様々な問題も内在している。市民の受講者が「正規の学生」と比較して受講の前提となる専門的知識などをどれだけ習得しているのか、といった問題である。それにしても、こうした試みは、確実に地域住民への「学習機会の提供」として積極的な意義を持つ、と考える。とりわけキャリアアップ教育ないしリカレント教育の充実を志向するならば、一面では「科目等履修生」となって正式に単位取得を目指す人の存在も重視される必要があるのだが、他面では学習しようとする「コンテンツ」だけを求める人の存在も充分考えられることから、低料金での「授業」の受講が可能である点は、今後積極的な意味をもつものと考えられる。

(2) 施設の開放

「施設の開放」という場合、大学の持っている「施設」には多様なものがあることを確認しておきたい。

すでに多くの大学では付属図書館を一般市民に開放するようになっている。公立の図書館と比較して、いわゆる専門書の蔵書が多い大学図書館は、市民にとって学習活動や「研究」活動を行う上で積極的な意義を持つものである。

この他、テニスコート・グラウンドなどのスポーツ・体育施設が一般に開放されている場合も多い。

近年、大学博物館の建設が進行していることも注目される。研究活動の中で蓄積され

た多くの資料が、博物館資料として整備され一般に公開されるようになってきているのである。そこでは、資料の受け入れ・保存・管理などにおいて様々な問題が存在しているのではあるが、「大学開放」という視点からすれば重要な意義を持っている、ということができよう。

弘前大学の場合、農学生命科学部附属生物共生教育研究センターが、「農場」という条件を活用して積極的に教育事業を行っている。宿泊研修も可能で、自然・環境問題について体験的に学習できる条件を有している。

さらに、集会室・ホールなどの施設も、市民の学習や文化創造活動に活用し得るものとして開放されている。

こうした教育学習やスポーツ施設のほか、「研究」のための施設や設備も一部では「開放」されている。弘前大学を例にすれば、「遺伝子実験施設」の研究機能が、一部ではあるが「開放」されているのである。

(3) 研究機能の開放

「大学開放」の中で研究機能の「開放」ということは、今日では「外部資金の獲得」という意味で捉えられることが多いように考える。企業や行政から研究資金を獲得することが重視される傾向にあり、また、研究成果を「知的財産」として活用しようという傾向である。

しかし、今後改めて地域の課題を研究課題として位置づけ、地域にねざした大学づくりということが問われる、と考える。つまり、企業からの研究費の獲得というよりも、地域住民の生活課題や地域を活性化させる上で地場産業の育成などを展望した研究活動を行っていく、といったスタンスである。

さらに、キャリア教育で一定の技能・知識習得を行い、自らの労働力能を向上させた人に対して「職場」を確保できるように、地域の産業振興・活性化に結びつくような研究開発が求められている、ということになる。勿論、それは決して容易なことではなく、研究成果や新たな技術の創造が直ちに起業に結びつくというものではなく、したがって労働市場の拡大に直結するというものでもない。しかし、長期的な戦略の下で、地域振興・活性化に結びつくような研究やキャリア教育が求められている、という方向性をもつことこそ、「研究、教育、地域（社会）貢献」の意味するところである、と考える。

2、「大学開放」と大学を取り巻く諸条件

(1) 経済状況の深刻化

今日、日本経済は複雑な要因が絡み合う中で危機的状況を迎えつたるように思う。かつて、多くの企業が大幅な業績の拡大を上げ、小泉・安倍・福田政権が推進してきた「構造改革」の「成果」というとらえ方も一部で為されている。

しかし、地域間の格差は大きく、例えば有効求人倍率は青森県では未だに全国最下位を低迷し、「景気回復」という実感はない。また、労働条件の格差も大きく、全国的にワーキングプアという階層が形成されている。派遣労働者やパート就労者といった不安定就労者が、労働者の三分の一を占めているのである。

もちろん、経済的な条件に対応して大学が果たすべき役割は、一面では積極的に経済活動にコミットするべきとする立場が考えられ、他面では経済活動からは独自の立場を保持することも必要である。つまり、地域産業を活性化するような様々な研究を行い、技術開発を追求する立場と、企業からの要請に対して「企業の下請け」となるのではなくあくまで「大学として社会的に果たすべき役割」を重視しようとする立場である。これらは一見すると対立しているように見えるが、いずれも追求されるべきではないか、と考える。重要なことは、あくまでも大学の主体性を保持する中で、「研究、教育、地域（社会）貢献」を図ることが重要であると考えられる。

（２）On the Job Training と Off the Job Training

この間の企業の雇用政策において、徹底的なリストラがおこなわれると同時に労働者教育で注目されることは企業内教育における変化がある、と考える。今日なお企業内教育は企業の労働者管理の基軸の一つであり、その大枠が放棄されたということではないのだが、次第に労働者教育をアウトソーシングに切り替える傾向が強まっている、と考える。つまり、企業内で自己完結した従業員教育を行うのではなく、専門的な民間の研修請負企業に委託したり、労働者の自己教育（ここでは自己責任による職業能力開発という意味あいで使用している）に期待する、という傾向である。

例えば、ホテル業界では、一定のホテル勤務の経験を持つ講師陣を抱えた研修請負企業があり、個別のホテルから従業員を募集して研修事業を実施する、といった状況である。

また、「自己教育」についてみると、日常的な個人の努力が必要とされるとともに、各種の自己啓発セミナーなどに自己負担で参加し自己の労働力の価値を向上させる努力が求められている、といったことである。

今日、各企業では、業種や事業規模によって異なるとはいえパートタイム就労者の雇用比率を高める傾向にある。そのことは、正規職員の間での「競争」を激化させるものであり、またパート就労を志向する労働者の間の「競争」をも激化させるものとなっている。雇用する企業の側で、従来正規職員が行ってきた労働の質を低下させない範囲でパート従業員に代替を図ろうとするからで、そうした要求に応えられない従業員は容赦なく解雇される、ということになる⁴⁾。

こうした状況を考えるとき、生涯学習政策が生涯にわたる職業能力開発政策である、という側面が浮き彫りになってくる。そしてその基本的な要素は、「自己啓発」すなわち自らが自覚的に自らの職業能力を高めていくことが求められる、という考え方である。

（３）情報通信システムの整備と「大学開放」

「大学開放」を今後推進していく上で、情報通信システムの急速な発達に注目する必要がある、と考える。

今日ではインターネットの普及が急速に進展し、未だに中高年と若い世代との間では普及に格差が存在しているが、それにしても確実に中高年層でも普及してきているのである。光ファイバーなどの通信部面のインフラ整備が進行するとともに、「使いたい放題」といった料金システムが設定されていることもあって、高齢者においてもインターネッ

トを利用する人が増大してきている。若者層を中心として、多機能化した携帯電話でインターネットを利用する人々も爆発的に増大してきている。

この情報通信システムを利用して、e-learningの可能性について若干述べておきたい。

後に詳述するが、今日の大学教育では必ずしも多くの学生が「自立的な学習」をしているとは言い難い状況がある中で、e-learningはすぐれた教育方法・形態とは言い難いのではないかと考える。しかし、「大学開放」の視点から対象を社会人に限定した場合、その意義・可能性についてはことなつたものとなる。つまり、「高等教育機関」として蓄積された「研究と教育」が、一般に「開放」される手段としてみた場合、一定の有効性がある、ということである。

いうまでもなく、在宅で、あるいは勤務する場所で、大学が発信する様々な情報を入力するという事は、すでに一般化していると考えられる。それに対応して、教員が行っている研究の概要や研究業績、担当している授業科目などが公開されている。また、シラバスも公開されており、大学で行われている研究や教育に関する情報公開は、以前と比較して積極的に行われるようになってきている。

問題をe-learningの教育的有効性に限定した場合、正規の学生の場合には従来の「対面授業」の有効性が重視されるのだが、社会人の場合は大学にアクセスすること、大学の講義を受講すること自体が困難であることからすると、情報通信システムを利用した教育機能の「開放」は、今後大きな可能性を持つものと考えられる。

Ⅲ、「あおりりツーリズム人づくり大学『はやて』」の実施状況とその特徴

1. コンソーシアムの構築

(1) 自治体と大学、そして民間団体・NPO

平成16年度からスタートした「あおりりツーリズム人づくり大学『はやて』」(当初は「観光ビジネススクール『はやて』」)は、それ自体としては青森県から委託された事業である、ということになる。新幹線が八戸市まで延長されることで生まれた条件・2010年には青森まで延長されるという条件を活かして、地域産業の活性化を図ろうとする事業の一環としておこなわれてきたものである。

しかし、それは自治体と大学、そして民間団体・NPOなどと協働する要素を内在させており、地域コンソーシアムづくりを可能とするものとなっている。つまり、観光という地域における基幹産業の活性化を図る上で、大学や行政、商工会、住民組織などが連携して取り組む必要がある、ということである。また、「観光ホスピタリティ」は、単に直接観光業に従事する人々にのみ求められるものではなく、広く地域住民に求められるものである。それはす地域の様々な機関・団体・個人が協同して取り組むべき「地域づくり」という要素を内在させたものである、ということができる。

(2) カリキュラムと学習方法への共同の取り組み

この「あおりりツーリズム人づくり大学『はやて』」(「観光ビジネススクール『はや

て』)の取り組みの特徴として、カリキュラムづくりや学習方法を追求するにあたって、大学と行政とが共同で対処している、ということがある。弘前大学では「観光」そのものを専門に研究する教員がいないのだが、経営学担当の教員をコーディネーターとして、青森県文化観光部の担当者と共同でテーマ・内容・講師の選定を行っている。「観光ホスピタリティ」の向上を、観光や地域産業の活性化、そして生涯学習といった複合的な立場からの議論をもとに、カリキュラム作成が行われているのである。

学習方法についても共同で議論を行い、平成16年度の反省の中で、後述するように「参加体験型」の学習方法を追求するようになっている。

2. 参加者の動向から

平成16～19年度と、4年にわたっておこなわれてきた「あおもりツーリズム人づくり大学『はやて』」(「観光ビジネススクール『はやて』」)について、その特徴について簡単に紹介したい。

第一に、参加者の動向である。定員30名に対してそれを上回る人の問い合わせ・申し込みがあったのだが、「少数精鋭」にこだわっている。多くは個人として申し込みがなされるが、「団体」としての申し込みも受け入れている。「団体」として参加することのメリットは、勤務などの条件から参加できない回には別の人を代理で出席できる、ということにした点である。実際、これまで2～3の組織で参加者が入れ替わる、交替制度が活用されている。

受講者には、ホテル関係者、商工会職員といった観光産業関連企業・団体からの参加が定着していることが注目される。弘前市内のあるホテルからは16年度に引き続き17年度も3名の出席があつた。これはホテル側の積極的な位置づけの下、「はやて」を「職員研修」の場として位置づけたことによるのである。

また、自治体職員(社会教育・生涯学習関連行政の担当者)や看護師といった職業の人の参加があつたことが注目される。参加の動機としては、自らの「ホスピタリティ能力の向上」を目指す、ということが表明されていた。

さらに、高校の教員で実際に観光に関する授業を担当している、という人の参加もあり、多彩な受講者の参加が得られている。

第二に、多彩な講師陣の配置、ということが挙げられる。外部からの講師を多数配置しているのだが、接客に関わる講義、地域の基幹産業として観光業に携わっている人の実践に基礎づけられた「ホスピタリティ」向上の課題、地域作りの在り方など、様々な角度から内容豊かな講義がなされた、ということができよう。

個々の講師についてみると、一般的には高額の講師謝金を支払う必要がある場合も多いのだが、「大学が主催する事業だから」ということで極めて少ない講師謝金で講義を引き受けていただいている。まさに大学だからこそできる講座となっているのである。

第三に、学習方法として、「参加体験型学習」の学習方法が追求されていることが挙げられる⁵⁾。先にも簡単に触れたが、16年度の総括の中で、受講者から「参加者どうし交流することができるように配慮して欲しい」という要望が出されていたことを重視し、また講義を拝聴するだけの「うけたまわり学習」に終始するのではなく参加者同士が意

見交換を積極的に行うため、「グループ学習」の形態を取り入れた。講師による講義は前半の1時間とし、後半は30～40分程度グループで討議し、その結果を発表し合う、ということにしたのである。

また、グループとして弘前や津軽・青森地域の観光に関わって改善すべき点を考え、政策提言することを課題として設定した。こうしたグループ学習は、「参加体験型学習」として有効に機能し、大きな成果を上げた、ということができる⁶⁾。

3. 受講者のアンケートから

受講後、受講者に対して行ったアンケート（平成17年度実施）から、若干の特徴的な点を指摘しておきたい。

第一に、全体として高い評価を得た、ということである。受講して「大変満足」が24パーセント、「やや満足」が70パーセントで、「普通」以下の低い評価の回答はほとんどない。

第二に、実践的な講義に対して評価が高かった、ということである。10回の講師による講義について、各回ごとに評価を尋ねたところ、「大変役立った」という回答と「少し役立った」という回答の合計はいずれも5～6割をこえ、中でもJAL乗務員による「ホスピタリティ産業における接遇」では70パーセントが「大いに役立った」と回答しており、さらにNTT人材育成専属講師による「電話対応のマナー」では74パーセントが「大いに役立った」と回答している。

回答者数は必ずしも多くはないし、回答者全員が各回に出席している訳ではないので、厳密にその有意性を検証する必要はあるが、概ねこの傾向は確認することができる、と考える。

IV. 今後の大学開放とキャリアアップ教育

1. 大学教育の基本的な性格付け

大学が社会的に果たすべき役割については、様々な角度から論じられている。ここでは、キャリア教育に関連づけて、今後の大学教育のあり方について論点整理を試みたい。

大学が高等教育機関として果たしている役割には、後述する社会的専門労働者の養成という役割がある。国家資格などに象徴される、社会的に通用する「資格」を取得することができるのが大学であり、そこで単位を修得することで資格が取得できる、ということになる。医師免許のように、免許それ自体は国家試験によって与えられるにしても、大学で教育を受けることが前提となる場合も含めてである。

こうした「資格」に限定されることなく、大学が社会に有用な人材を送り出すための重要な役割を果たしている、ということは否定できない。

2. 大学教育に求められる「人材育成」

今日、大学や短大・専門学校への進学率は約 50 パーセントに達している。半数が進学するという意味では「大学進学」は社会的に一部の人のものということではなくむしろ多数者のものとなった、ということである。

単純計算では、社会の中で職業に就き、社会的な労働・生産・流通を担う人々もやがて半数は「大学卒」によって占められる、ということになる。では大学は「人材」を社会的に育成し社会に「供給」しているといえるのだろうか。

この間に対して軽々に回答を与えることはできない。とはいえ、「高等教育機関」として、中等教育とは異なった条件の下で教育が展開されているのであり、それは中等教育では実現が困難な（不可能ということではないかもしれないが）「質」での教育である、ということができよう。

勿論、今日では一般的に「学力低下」の傾向が指摘されているところであり、また、学生のライフスタイルが「学問」とはほど遠いものとなっている状況にある。バイトで忙しいとか（かつての苦学生とは違って生活のためにバイトするというのではなく、遊ぶためにバイトする、という傾向が強い）、携帯電話でメールをやりとりしたりインターネットで様々な情報の入手にいそしむ、といったことに重点的に時間が割かれる傾向が強いのである。

こうした状況からすれば、必ずしも「高等教育機関」で学び社会的に有能な人材として育成される、ということにはならない。

とはいえ、中等教育では実現しがたい高い「質」の教育が追求し得る、という点だけは確認しておきたい。また、多くの学生が大学で「学問」に触れ、それまでの世界観を再構築して科学的な世界観を身につけているのであり、また、自立的に学習することを身につけている、と言えるのではないだろうか。

3. 生涯学習の場としての大学教育のとらえ直し

(1) リカレント・キャリア教育の今後

大学教育が果たすべき役割は、大局的にみれば「学問の継承」と「人材育成」という 2 つの面に集約されるのではないだろうか。

「高等教育機関」という社会的位置づけから、「学問の府」として蓄積された様々な研究成果が若い世代に継承されることになる。大学教員に即してみると、それまで在籍していた教員が定年退官したり他大学に他出することもまれではなく、それにともなって一方では「研究の断絶」が危惧される面があり、他方では新たな研究課題・研究方法を追究している人を迎え「あらたな研究のスタート」を迎える、ということになる。

このように、より具体的にみれば大学の中での（世代間）交代も進行しているのはあるが、基本的には大学という組織の単位で「学問の継承」が図られている。

一方、学生は大学卒業後、様々な場面で社会人として活動することになる。大企業や中小企業などの民間企業や自治体などの行政職員として勤務する、といった例も多い。

こうした職業選択において、大学で単位取得が可能な資格を必要とする場合も多いのだが、民間企業などでは必ずしも大学で必要な単位・専門的知識の習得を絶対的な必要

条件として設定していない場合も多い。また、研究所などへの勤務を前提とした採用では、大学院の修了者を前提とする場合もあるのだが、今のところ絶対的な数は多くはない。

さて、大学で様々な専門的知識を習得して社会人となった場合、現代社会の特質としてそうした専門的知識が比較的早い時期に陳腐化してしまう傾向にある、ということが指摘される。周知のように1965年にユネスコで「生涯学習」が議論されたとき、生涯学習の必要性はまさに大学等の学校教育で習得した知識が社会の急激な変化の中で早期に陳腐化する、という社会認識に基礎づけられていたのである。

このような専門的知識の「陳腐化」は、学問領域によっても異なるとはいえ、おおよそすべての領域で不可避免的に進行していることである。したがって、社会人として経験を積み重ねる中で新たな知識・知見を蓄積していくとはいえ、研究方法の変化や研究成果の蓄積にともなって、改めて大学で再度教育を受ける必要性が生じてくるのである。

このように捉えたとき、卒業後再度大学で教育を受けるというリカレント教育は、個人のニーズであると同時に雇用する企業・行政にとっても死活の問題になりつつある。

また、リカレント教育とは区別されるところで、新たな職業・職場を求めるものとして、あるいは同じ企業の中でもより良い労働条件を獲得するためのものとして、キャリアアップ教育も近年注目されてきているところである。そのキャリアアップ教育についても、大学が提供できる「教育機会」は、多様なものが存在すると考える。

(2) 「大学開放」の視点からの「大学教育」

大学教育が今後どのように変容していくのかという点については、必ずしも明確な道筋が存在しているとは言い難い。しかし、ここでは「大学開放」にともなって、大学教育が多様化することの可能性について考えてみたい。

先に触れたように、大学がリカレント教育やキャリア教育の場として展開すること自体が大学教育を変容させる重要な要因として機能すると考えられる。社会人として実際に勤務している人、あるいは勤務経験を持つ人々が「学生」として学ぶということで、当然ながらそうした「学生」の問題意識や蓄積した知識・経験・判断力・価値観などを考慮した授業の組み立てが必要となってくる。

また、可能性としては、学生どうしの交流が基礎となって、学生総体が「学習力」を向上させる、ということも考えられる。

一方、情報通信システムを利用した教育システムは、すぐれて自立的な学習を必要とする、と考えられる。対面授業の場合には教室にとどまって「教員の教育活動に参加する」ということが前提となり、実際には学生が講義に集中しないで教育効果も上がらないといった状況があり得るのではあるが、e-learningの場合、自立的にアクセスし、自立的にコンテンツを読み解く努力をする、ということが求められることになる。そうした継続的な努力が、今日の「学習力」が低下した多くの学生にとってどこまで有効な教育学習方法として機能し得るのであろうか。

勿論、一部にはこうした情報通信手段を活用して多くの情報を入手し、学習や日常生活の営みの中で多様な活用をしている人々が多いことも事実である。e-learningを使いこなして確実に学習効果を上げる学生も決して少ないものとする。

しかし、「情報の入手」ということと「学習する」ということとは決して同じものではない、と考える。

V、結び

ここでは「あおりツアーリズムひとづくり大学『はやて』」（「観光ビジネススクール『はやて』」）の実践をふまえながら、近年急速に注目されるようになってきているキャリア教育に関して「大学開放」の視点から、いくつかの論点整理を試みた。

結論として、今後キャリアアップ教育やリカレント教育を大学が積極的に担うことが社会的に必要とされているということ、大学が「高等教育機関」として持っている固有の「高度な教育機能」が積極的に「公開」されるべきである、という点を明らかにできたと考える。

(藤田 昇治)

<注>

1) 「大学開放」については様々な議論があるが、ここでは小池源吾の整理を紹介するのにとどめたい。小池源吾「生涯学習社会における大学」（鈴木真理・佐々木英和編著『社会教育と学校』、第9章、学文社、2003年）。しかし、小池の場合も、キャリア教育については充分踏み込んだ議論をしていない、と考える。

2) 弘前大学の実践をふまえて、筆者は別の機会にも「大学開放」について触れているので参照されたい。拙稿「大学開放の将来展望」（『弘前大学生涯学習教育研究センター年報』、第7・8合併号、2005年）。

3) 「観光ビジネススクール『はやて』」の平成16年度の概要については、「観光ビジネススクール『はやて』報告」（『弘前大学生涯学習教育研究センター年報』、第7・8合併号、2005年）を参照されたい。

4) いわゆる「2007年問題」への対処として、一部では正規職員の雇用を増大させている企業はあるが、全般的な傾向として非正規職員の比重を増大させながら正規職員には「競争」を強いる、といったことが今後も強まるものと考え。その場合、非正規職員の比重を増大させる意味として、単に「量的な代替」を図るだけでなく、「質的にも正規職員の代替」を図る傾向が強まるものと考え。

5) 「参加体験型学習」については様々な研究成果が出されてきている。例えば新藤浩伸「ワークショップの学習論」（日本社会教育学会編『成人の学習』、東洋館出版、2004年などがある。

6) 「学習の成果」や学習活動の「評価」について、近年関心が高まってきている。そのことは、一面で「大学評価」などにも見られる様々な場面で、とりわけ職場において「成果主義」が導入され、給与や労務管理に反映されるようになってきたことと関連がある、と考える。しかし、「教育—学習」の論理としても、「学習効果」や「教育学習活動の評価」をどのよに行うのかということ、重要な研究課題として設定し得るものと考え。

価値をどのように行うのかということは、重要な研究課題として設定し得るものと考えられる。この点については、別の機会に詳しく検討してみたい。

第4章 今後の「大学開放」を展望する

第1節 ネットワーク型地域生涯学習と大学開放

I. はじめに

地域生涯学習のこれまでの実践を振り返ってみた場合、それは地域によって大きくその姿を異なったものとして示していると考ええる。

住民の生活の場である地域は、同時に「学習の場」であり、住民が「協同する場」である。そうした地域において、様々なネットワークの構築が必要とされている。地域生涯学習の推進という意味でもネットワークの構築が必要とされているのであり、その可能性について吟味する必要がある、と考える。

「ネットワーク」という場合、様々な学習機会を提供する団体・組織・グループ・個人が情報発信を共有することが重要である。その意味で、「学習機会の情報の共有」が第一に挙げられる。また、学習ニーズを共有することが積極的に図られる必要があるのではないか。個人の労働・生産・生活過程は、個人によって大きく異なる。しかし、ライフステージや職業、地域、階層などの条件を共有することで、個人が他者と共通の学習ニーズを持つことがある。そうした人々が学習ニーズを共有することで、協同で学習活動に参加する、そこで学習活動も活性化する、ということに注目したい。

学習活動のネットワークという場合、情報と実践の共有・学習の社会的協同として捉えられるのではないか。生活課題・地域課題の共通認識を基礎として、学習する、さらに社会的実践に取り組む、ということが必要とされている。

しかし、現状では、個人の生活の営みのなかでは、あるいは民間教育産業や公的社会教育などでも、必ずしも「協同学習」としての展開をみせないで、自己完結してしまうことが多い。それは、現代社会における「個人」の特質を示している、と考える。

今日、スローガンとして「地域生涯学習ネットワーク」を構築することを掲げることはたやすいことである。しかし、ネットワークの内実をどのように豊かなものにしていくのか、どのように機能するネットワークを作るのか、等々基本的な課題は決して掘り下げられてはいない。ここでは、「学習過程」の編成を「社会的協同」で実現する、という視点から若干の考察を行いたい。

II. 地域生涯学習を支えるもの

地域生涯学習の展開される場面は、住民の労働・生産・生活の様々な局面で捉えることができる。これまで筆者が触れてきた、「学習的活動」¹⁾も地域生涯学習活動の重要な部分を占めるものと考ええる。

ここでは、(1) 行政の役割、(2) 民間教育産業、(3) NPOと住民の自主的な活動、(4) 地域組織、(5) 教育行政、について検討しておきたい。

(1) 行政の役割

行政が教育事業を展開する、あるいは住民の学習活動に関与するという場合、従来は教育行政に関連づけて捉えられ、社会教育施設を中心として展開されるものとして理解されることが多かった。

しかし、教育行政以外、すなわち首長行政部門で提供され、組織化されている教育活動も重要な意味を持つことも改めて再確認される必要がある²⁾。例えば、医療・保健行政では、「生活習慣病の克服」といった課題などが掲げられ、その実現のために様々なイベントや学習事業の組織化・教育事業の展開が追求されている。「健康まつり」等を含め集団検診という形態で住民に検査を受けてもらい、データに基づいて健康管理や予防・対処療法などを集団で指導するといった取り組みは、優れて教育的活動である。

あるいは、地区ごとに保健協力員といった名称の人を配置し、それらの人々の疾病に関する知識のレベルアップを図り、さらにそれらの人々をとおして(主として口コミで)地域住民に医療・保健に関する知識の普及を図るといった事業展開がなされている。これは名称こそ「教育」とは言わないが、限りなくノンフォーマルな教育活動に近いものである。

(2) 民間教育産業

民間教育産業が今日なお、一定の役割をはたしている。新聞社や放送局、スーパーなどが経営母体となって「カルチャーセンター」を運営している例は、今日なお各地で頻繁に見受けられる。

このようないわゆるカルチャーセンターの他にも、各種専門学校や職業資格の取得に関わって民間団体(法人として登録しているケースが多い)が教育主体となっていることも多い。例えば「ファイナンシャルプランナー」の資格取得にあたっては、厚生労働省から委託された「協会」が教育事業を展開している、といった具合である。この場合は、「協会」が法律の規定に準拠して教育プログラムを開発し、実施する、ということになる。受講者は、その講座を受け、学習して一定の成果を上げたことを評価されることで資格が取得できる、ということになる。

このような資格付与を担う民間教育産業が多様化していることも、今日の特徴の一つであると考えられる。そしてそれは、個人の「労働力の質の向上」のための努力や転職志向として、すなわちキャリア形成として追求されていることが多い³⁾。

また、語学学校のように、英会話などに特化した「スクール」として全国ネットで事業展開している例もある。職業上必要とされる技能の向上を求めてという場合もあるが、観光旅行のため、あるいは教養を高めるといった目的で受講している人も多い。とりわけ都市部では大きな「市場」を形成している、ということができよう。

(3) NPOと住民の自主的な活動

NPO活動の中で展開される学習活動にも注目したい。NPO活動は、それ自体が住民のボランティアによって支えられていることが多いのだが、そのボランティア活動は、活動に参加する住民個々の自己教育が前提に展開されて始めて成立するものである、ということができよう。例えば環境問題に取り組むNPOの場合、具体的に「資源ゴミの

回収」ということがなされていたとすると、その「回収」というボランティア活動が、ミクロ・マクロの視点で「環境保全」や「資源浪費の防止」などの意義をもつことを事前に学習しているからこそ「ボランティア活動」として具現化している、ということである。

また、NPOの組織としても、積極的に学習活動を展開したり「学習機会の提供」を図ることを、事業展開の前提としている、ということができよう。

(4) 地域組織

住民の労働・生産・生活に関わる地域組織は、主として農村部や地方の中核都市などにおいては今日なお、重要な教育学習活動を展開している。より労働・生産に重点がおかれた組織として農協や漁協を例とした場合、組織活動の一環として組合員の共通の情勢認識や課題認識の共有化が、総会や部会など、様々なレベルの「集団」において討議され、合意形成が図られていく。その過程には優れて「教育」や「学習」の要素が内在している。およそ組織の中での「教育」と「学習」は、すべからず組織活動に本質的に内在するものであるが、一般の企業と比較して協同組合はより組合員の共通の状況認識・実践が必要とされていることから、組織のなかでの「学習」は不可欠のものである⁴⁾。

地域婦人会などの社会教育団体や生活協同組合などではいっそう「教育」と「学習」の機能が鮮明となる。社会的に協同の活動目標が設定され、その目標は労働・生産というよりは生活に重点が置かれている。いわば「協同の生活実践」を志向することが組織目標とされていることから、その実現のためには個人に生活条件の違いを捨象して共通認識を図ることが前提とされてくる。つまり、個人の個性差を克服した共通認識が図られることで「社会的実践」が可能となる、ということなのである。また、この「共通の認識」を形成するためには、様々な組織の「集団」レベルにおいて「教育」と「学習」が必要とされてくる、ということになる。

(5) 教育行政

国や自治体の教育行政が地域生涯学習を推進していく上で極めて重要な役割を果たしていることについては、今更言うまでもないであろう。施設の建設・運営といったハードの面でも、「政策」という方向性を探究する上でも、実際に事業展開する上で職員を配置するという点でも、補助金といった資金面においても、その影響力は極めて大きい。

公民館・図書館・博物館などの運営をめぐる、近年「指定管理者制」を導入する例は全国で増大しており、それは社会教育における「公共性」などの問題を内在させているとはいえ、確実に事態は進行している。その意味では、「住民主導」の「指定管理者制度」の運用がどこまで追求し得るのか、ということが問題になっているといえよう。

自治体の財政事情が厳しくなる中で、教育行政が果たす役割は相対的に低下するものと考えられるが、だからこそ地域生涯学習を推進する上で「ネットワーク」の形成が求められてくる、ということである。

Ⅲ. 「ネットワーク型地域生涯学習」の展望

(1) 「ネットワーク」のとらえ方

「ネットワーク」という用語も、今日では様々な場面で使用されており、必ずしも一義的に定義することは難しい面があるように思う。ここでは、地域生涯学習を支える行政や民間企業・団体、地域の諸組織、個人・グループ等が、様々なレベルで、また様々な組織連携システムを含めて連携していく、といった意味合いを考えている。また、ネットワークの内実は、それを構成する個人・組織の「協同性」の志向のレベルとその実現のための努力によって大きく異なってくるものであり常に変容するものである、と考える。

従来、様々な組織が連絡協議会を構成したとして、年に1～2度会議を開くだけで（それでも開かないよりは組織としての実体をもつことになるが）、実質的に加盟している団体・組織が独自に取り組みを行う、というものが多かった。

あるいは、「大会」などのイベントを実行委員会方式で取り組む、いわば一過性の組織として機能する、ということが多かったと言えよう。

そこに結集する人々は、主に会長や事務局長など、個別の組織・団体の最高レベルの責任者、ということが多い。

これに対して、日常的に情報が共有され、総合的な組織的活動を行うということは、必ずしも多くの場合は追求することができなかつた、と考える。

(2) 実効性のあるネットワークの展望

従来の組織的活動は、一般に「縦割り」の任務分担と、「上意下達」意志決定・徹底にある、ということができよう。大企業や行政などが典型的であり、様々な「役割分担」がなされ、組織的な決定が一度なされるとそれは「命令」として強制力を発揮する、というものである。しかし、今日、NPO活動から学ぶ組織論・運動論として、個人それぞれが状況・課題の認識を共通のものとし、それぞれ個人の条件（自由時間や経済的条件など）に合わせて主体的に行動する、ということが挙げられるのではないだろうか。

組織・団体間においても同様に、実効性のある組織相互の情報の共有と実践の共有が重要となる。それは、手段としてはインターネットの普及により、これまでの様々な制約を克服する可能性が拡大してきている、ということができるのではないか⁵⁾。特定の個人のブログに1日のアクセス件数が数十万を超えるという事例もある。あるいは、個人がホームページを開設し、自由に全国・全世界に情報発信することも可能になっている。また、個人・集団間で、メール交換もリアルタイム・双方向で、空間的な距離的制約を克服して行うことができるようになっている。しかしそれらは、一面で「匿名性」に基礎づけられている、という特徴を持っている。掲示板への書き込みといった形態の「交流」も可能である。

こうしたメディアの活用と同時に、生身の人間どおしの交流が必要とされているのではないか。

(3) 「学習過程」の「社会的協同」による編成

「地域生涯学習ネットワーク」の場合、「学習過程」の「社会的協同」6)による編成、

という文脈で捉える必要がある、と考える。

個人の多様な学習活動は、「学習過程」を様々な内容・方法で自己が編成し、そして実践していく営み、として捉えることが可能である。個人の日常生活の中では、労働・生産・生活過程に即して随時「学習要求」が発生してくる。他者との様々な関係の中で、いわば他者からの働きかけ・刺激によって学習の必要性・学習ニーズを意識化・顕在化させ、そのことで自分なりに「学習過程」を編成し、そして実践しようとする。勿論、他者からの働きかけ・刺激がさほど大きな意味をなさなくても、自分が自発的に「学習過程」を編成することもまれではない。

個人的に設定される「学習過程」は、多くの場合、他者と共通する要素を内在させている。それは、「学習の発意」や「学習ニーズ」が職業や年齢・性別・生活環境等々によって、一定の共通した内容として構成される必然性を有しているからである。

多少歴史的に振り返ってみると、かつて青年団活動で「共同学習運動」が全国的に展開されていたが、当時の社会状況において青年が「個人と他者」、同じ集落、さらに同じ自治体といった空間的な広がり・社会的つながりの中で、確実に共通の生活基盤や「学習の発意」・「学習ニーズ」を有していた。そうした「共通性」は、自然発生的に共有される、共通の認識になる、ということではない。相互に作用しあう実践があつてこそ、初めて認識され、理解が深まるのである。

現代社会では、「競争原理」が早い時期から個人の生活の営みに貫徹され、またそうした価値観・行動規範が広範に社会で流通している。そのため、個人の設定する「学習過程」は、「自己完結」する傾向に陥りやすいのである。

しかし、一定の「条件下で自己と他者との交流が進められるとき、「学習過程」は容易に「協同」的なものに転化し得るものである。それは、労働・生産・生活基盤が、大局的には多くの場合共通しているからに他ならない。

勿論個人と他者との間では「断絶」や「かべ」が形成されている。「競争原理」に基礎づけられたもの、社会システムの固有の組織原理に基礎づけられて「隔離」・「対立」させているもの、等々があり得る。そうした「排除」の論理に気づいた時、「パースペクティブの変容」が実現した時、情報や実践の共有化が可能となるのである。

「社会的協同」は、こうした個人が設定する「学習過程」を社会的に協同で編集し、実践しようとすることである。その「学習過程」を編集する過程において様々な問題意識の共有や学習経験の共同討議などが積み重ねれることで、認識の深まりや学習実践への協同志向の向上が期待し得る。また、「学習過程」の実践過程において、学習効果のいっそうの深まりも期待し得るのである。さらに、一つの「学習過程」が終了した後にも、個人のレベルでの「学習志向」が高まる、継続性を強めることも期待し得るのであり、次の（段階の）「学習過程」の設定・編集へとつながることも期待し得るものとなる。

「学習過程」を「社会的協同」で編成しようとする場合、個人の集合的な取り組みそれ自体が積極的な意義を持つことは言うまでもない。「学習過程」に即して見れば、今日では様々な角度から「参加体験型学習」の積極的意義が注目されている。個人が他者と交流すること自体が、個人の「社会化」を促進し、個人の経験や考え方をより高次のものへと発展させることが大いにあり得るからである。

こうした「学習過程」を「社会的協同」で編成・実現する場合、その過程に社会教育ないし生涯学習を担う専門労働が関与することがより積極的な意義を持つことになる。学習内容を精査したり、「学習過程」の中で個人の認識の発展を図る上での専門的知識・経験などを持つ専門職員が関与することで、「社会的協同」はいつそう豊かで、幅広く、科学的なものに転化し得るのである。

ところで、大学の持つ研究と教育機能が、この「学習過程」の編成において活用されるならば、その過程はより豊かで、幅の広い、しかも科学的な性質のものへと転化することが可能となる。ここに「大学開放」の重要な意義が存在する、と考える。

IV. 地域生涯学習の推進と大学開放

(1) 大学コンソーシアムの展開

大学が相互に連携していくものとして、京都におけるコンソーシアムが注目されているが、今日では大学間連携の内実が多様化してきていることが特徴である。ここで、東北エリアに限定して考察をしてみたい。

第一に、大学間の協定を基礎として、単位互換が行われてきている。教養・共通教育科目を中心として、単位互換が行われている。開講している授業科目や講義を担当している教員の専門性・キャラクターなどをもとに、学習する側の主体性を発揮して講義の選択が可能である。

第二に、連合大学院の形態での大学院協力がある。複数の大学院が連合して一つの大学院を構成するというものだが、様々な制約があるとはいえ、大学院で研究し、大学院修了の資格を取得することを希望する人にとっては有効なシステムである。

第三に、「コンソーシアム」という名称を使用し、様々な連携が行われている例として、秋田県の例があげられる。また、2007年には、弘前市の高等教育機関が連携してコンソーシアム結成が打ち出されてきている。

こうした「コンソーシアム」という名称で行われる「連携」の実態は現時点では必ずしも明確ではない。今後、多様な「公開講座」などの学習機会の提供のほか、共同研究の実施や研究交流などが追求されるものと期待される。

このような大学間の連携は、基本的に地域生涯学習の推進という意味では積極的な意義を持つ、と考える。

(2) 大学の「開放」と地域生涯学習

大学が自治体と連携したり、民間教育産業、NPOその他様々な組織・団体などと連携する形態・内容は多様なものがあり得る。

ここで、いくつかの例に即して検討してみたい。

大学と行政などが協同で学習機会を設定するタイプで、すでに滋賀大学が作り上げた、「淡海生涯カレッジ」がある⁷⁾。

弘前大学の例では、青森県と共催で実施している「あおりツーリズム人づくり大学『はやて』」がある。これは青森県が主な資金の提供をすることでスタートしているが、

共催ということで講座内容の企画や実施が協同で追求されている。大学と行政との連携は、以上の他に多様なものがある。

大学が「地域貢献」や「社会貢献」ということで今日追求していることは、公開講座や講演会などの学習機会の提供が主たるものとなっているが、今後「ネットワーク型地域生涯学習」を展望した時、様々な役割が期待されている、と考える。

第一に、「研究」や「教育」の部面で蓄積したものを、積極的に「開放する」ということである。地域生涯学習のネットワークという内実を成立させる条件として、教育行政は勿論、各首長部局との連携が必要とされてくる。これは部分的にはすでに様々な形で実現しているものである。環境行政の部面で、審議会の委員を大学の教員が担当するか、行政から委託を受けて大学が各種の地域調査を実施する、といったことである。

第二に、センター的な機能を発揮することである。これまでの地域生涯学習推進母体は、多くの場合地方自治体（教育委員会、あるいは生涯学習センターなど）が中心になってきた。例えば「県民カレッジ」の事務局を担当する、という形態である。大学がセンター的役割を果たすということは、それにとって代わるということではなく、協同的な実質を高める、ということである。様々な事業の企画や講師の選定などを図るための、情報を共有することは、これまで以上に積極的に追求することが可能ではないか。

第三に、「学習過程」の「社会的協同」による編成において専門性を発揮することである。学習内容を構成するものの基本は、大学における研究に基礎づけられることが決して少なくない。個別の大学の個別の教員が行っている研究は個別的なものではあるが、実は大学における教員の研究は社会的なネットワークに立脚して展開されているものである。研究課題の設定や研究方法の探究といったことは、個別研究者あるいは共同研究チームのオリジナリティを持つものではあるが、「学会」や各種研究会その他において、一定の情報の共有化が基盤となっているのである。個人の研究過程そのものも、歴史的・社会的に「協同」の蓄積の下で育まれてきたもの、ということができるのである。

（3）「ネットワーク型地域生涯学習」の可能性を求めて

改めて「ネットワーク」ということを考えた場合、「住民参画型の学習機会の組織化」という側面に注目する必要がある、と考える⁸⁾。このことに関連して次ぎの2点について触れておきたい。

第一に、「専門労働の協同」ということである。学習内容を構成する場合、「専門労働の協同」という視点からのネットワーク形成が考えられる。教育や健康などの、いわば個人的なニーズの充足に重点がおかれているような場合や、あるいは個人的なニーズとして「完結」しそうに見えるテーマ・内容の学習課題の場合でも、それを学習課題として設定する場合には様々な領域に関連づけて位置づけ直す必要がある、ということが多い。その意味では、教育や健康・医療など様々な個別領域の「専門領域（労働）の協同」が必要とされてくる。

第二に、「ネットワーク」の組織原理・行動原理ということである。

住民の学習活動への参画という場合、従来は「学習機会」における「住民の参画」と、「学習機会を自主編成」したり社会教育を推進する専門職員と協同で編集する、といったことが追求されてきた。

公的社会教育の場合、その「公共性」たるゆえんから、「住民の学習ニーズに応える」ということが基本原則として位置づけられることになる。教育行政部門以外で展開される教育的事業の場合、そこでは「学習権」や「教育の公共性」は必ずしも前面に出てくるとは限らない。政策的な位置づけの下で、いわば「政策実現のための教育内容」が重視されることになる。政策上の目標・計画を実現することが、学習機会設定の動機として捉えることができよう。例えば、「ゴミの分別収集」を行うことが政策的目標として設定された場合、その政策的目標実現の一環として住民対象の学習会（説明会）が開催される、ということになりがちである。もっとも、自治体として推進することとして、こうした政策的目標の実現そのものの論理の中に「公共性」を内在させていることから、「公共性」の内実をどのように評価するのか、ということが問題になってくる。

これに対して、民間教育産業の場合には、「公共性」の論理は基本的に後景に押しやられることになる。かわりに「営利性」や「市場性」が基本的な要素として位置づけられることになる。

このように、「ネットワーク」がどのような組織原則・行動原則を採用するかということが、「ネットワーク」の在り方・内実を規定する重要な要素となる、と考える。

V. 結び

今日、生涯学習について論じられるとき、様々な論点が提起されているが、地域生涯学習の推進という課題も最も重要なものの一つのである。

地域では行政を含め様々な組織・団体が組織内部で教育・学習活動を展開するとともに、「学習機会」を提供している。とりわけ都市部では民間事業体やNPO・グループなどが活発に教育事業を展開している。

地方自治体の財政事情から、教育関係予算とりわけ社会教育・生涯学習関係の予算が削減され、職員の削減も確実に進行している。

このような事情にあるからこそ、「ネットワーク型地域生涯学習」という捉え方が必要とされ、その中で「大学開放」の果たすべき役割を追究することは重要である。

地域生涯学習を推進する上で、大学の果たすべき役割は今後いっそう重要なものとなる、と考える。これまで、「大学開放」ということで、公開講座や講演会などの実施が図られてきた。これらは、地域住民にとって重要な「学習機会」となっていた。対象は多くの場合、一般市民とされてきた。

今後は、こうした一般教養を主たる内容としたものから、対象・内容も限定してキャリア教育・職業教育としての性格を持つものが充実される必要がある、と考える。

地域生涯学習のネットワークづくりとの関わりでは、大学が自治体や社会教育・生涯学習施設、さらに民間企業やNPO、自主的なグループなどと連携することも必要とされている。大学が持っている「研究・教育・地域貢献」の役割を具体的に実現するものとして、講座や講演会の講師としての役割、講座・講演会の企画、専門職員の研修等々、様々なものが考えられる。

この小論では、「学習過程」の編成という視点を基軸として、その「社会的協同」の意義について試論をまとめてみた。地域生涯学習のネットワーク化は、一方で地方自治体の財政危機によって「公的社会教育」の役割が相対的に低下し、他方で地域住民やグループ・各種団体・NPOなどの学習実践・多様な学習機会の提供がなされる中で、確実に基盤が形成されてきている、という条件下にある。今後、いっそうの発展を図る上で、「大学開放」への期待は一段と大きなものになる、と考える。

<注>

- 1) 「学習的活動」については、拙稿「生活規範の変容と生涯学習」(『岩手大学生涯学習教育研究センター年報』、第3号、2004年)を参照されたい。
- 2) 「ネットワーク型行政」ということについて、平成10年の「生涯学習審議会答申」の中で提言されている。その趣旨は、松岡も指摘するように「社会教育行政が中核となって行政内部(学校や首長部局等)の連携・ネットワーク化を図り、行政内で散在する多様な学習活動を効果的かつ多角的に支援するというものである。いわば、人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局の連携を促すことが提案の中心である」(松岡廣路『生涯学習論の探究』、p. 113、学文社、2006年)ということであったと考える。しかし、その後の地域生涯学習の展開を見たとき、インターネットの普及に対応して学習会などの講師となり得る「人材バンク」の登録や、「県民カレッジ」といった地域生涯学習ネットワークの基盤を基礎とした様々な機関・団体が提供する学習機会情報の一元的発信、などはすでに実現していることである。その意味では、今日の「ネットワーク型行政」の実際の姿は、松岡が捉えたものの先にある、ということができよう。
- 3) キャリア教育の部面では、これまで主として厚生労働省が所管してきたわけであるが、それは行政の「縦割り」主義にもとづくものであった。本来、人間の学習要求は、労働・生産・生活の営みに基礎づけられて生成するものであり、「縦割り行政」の枠を超え、ネットワーク化された「教育プログラム」を用意する必要がある。
- 4) 近年、成人教育の領域においても「教育者」や「学習指導者」の果たす役割が注目される傾向が強まっている。学習主体が、学習過程を遂行する場合、まずもって「学習プログラム」の計画立案において「教育者」や「指導者」などの役割が問題となる。また、「学習過程」の遂行の中で、「参加体験」や「参画」といったことも注目されている。ネットワーク型地域生涯学習について論じる場合も、このような成人教育における「教育者」や「指導者」を位置づける必要があると考えるが、それは成人に限定されず「教育」や「学習」をどのようにとらえるのか、という理論枠の全体に関わることなので、別の機会に触れてみたい。
- 5) 「情報の発信」をめぐる特徴として、今日では、インターネットを利用して、多くの個人・組織・団体・機関・企業が情報発信を行うようになってきている。その条件が整備された、ということであり、情報を受け取る、共有する「ニーズ」が広範に存在し、常に多様化・高度化している、という特徴を持っている。個人がブログを開設したり、生活を営む上で必要とされる様々な情報が個人・企業や機関・団体・組織などによって発信

されている。

6) 「社会的協同」については、鈴木敏正『教育の公共化と社会的協同』(北樹出版、2006年)を参照されたい。

7) これについては住岡英毅「大学と地域社会教育」(日本社会教育学会編『高等教育と生涯学習』、東洋館出版、1998年)を参照されたい。

8) 「あおもり県民カレッジ」という、地域生涯学習ネットワークに「学生」として登録している人々の学習活動や意識などについて触れたものに、藤田昇治「住民の学習活動と地域生涯学習ネットワーク」(『弘前大学生涯学習教育研究センター年報』、第10号、2007年)がある。この中で、「学生」として登録した人の64パーセントが、「学習機会に関する情報が欲しいと思ったから」と回答している。これまで、公民館や民間教育産業などが提供する学習機会に参加した経験を持っているが故に、「県民カレッジ」に登録することで情報を入手したい、と考えているのである。また、登録した動機・目的として、学習する仲間を増やし交流したいと思った」という人も約3割いることが注目される。つまり、「県民カレッジ」に登録している人は、個人として生涯学習ネットワークに「学習情報の入手」を求めコミットしているのであり、また、「学習の場」に自己を登場させることで「社会参加」をしているのであり、さらに「仲間」との出会いを求めコミュニケーションを図ることで「社会参加」を実現している、ということである。

第2節 地域住民支援型学習プログラムと大学開放の可能性

I. 地域住民支援型学習プログラムへのアプローチ

地域において住民の生活条件は、様々な領域で悪化している、と捉えることができよう。「平成の大合併」によって自治体の再編が行われ、一方では「スケールメリット」を活かすことも考えられるが、他方で財政危機が進行し「行政サービスの切り捨て」や住民負担強化（利用料金の引き上げ等々）などが懸念されている。グローバル化の進行の下、生活の基盤となる産業の不振が深刻化している地域も決して少なくはない。また、少子高齢化の進行は、様々な形で地域住民の生活課題を顕在化させてきている。

このような状況にあって、住民の学習に焦点を当てた場合、地域の生活課題・地域課題に果敢に取り組み現状を変えようとする努力は、何よりも正確な現状把握が出発点となる。また、情報を住民の間で共有し、課題を克服するための実践をすることが求められることになる。そうした中で、学習は住民一人一人が「認識－実践」を図る上で最も基本となるものである。

現代社会において、人々は意識的あるいは無意識的に様々な場面で常に学習している、ということができよう。勿論、こうしたテーマは、多くの前提条件を設定してはじめて有効なものとなる。少なくとも、「学習」をどのように捉えるのかということについては、それを成立させている条件をどのように把握しているのか、あるいは人間の活動としてどのようにイメージしているのか、といった問題を十分解き明かす必要がある。

ここでは、そうした「学習」についての深い検討にまで踏み込む余裕はないので、取りあえず社会教育・生涯学習を推進する行政職員、とりわけ社会教育主事という専門職員が関与している教育活動に焦点をあて、それとの関わりで「大学開放」の在り方について若干の論点整理を試みたい、と考える。

「地域住民支援型学習プログラム」という場合、それは「地域住民の生活課題・地域課題解決のための学習プログラム」という意味合いで捉えているのだが、住民が学習活動を行う上でキー概念となる学習内容だけでなく、学習方法も視野に入れている。また、専門職員の関わり方も積極的に位置づけしていることを始めに断っておきたい。

II. 住民の多様な学習活動

(1) 多様な学習方法・形態

住民の学習活動に注目して生涯学習活動を捉えようとした場合、「学習活動」については多様な内容・形態があり得ることから、必ずしも一義的に定義することが難しい、と考える¹⁾。それは、ある意味では生涯学習研究の基本的なストラテジーにも関わることである²⁾。取りあえず日常生活における学習活動に注目した場合、少なくとも(1)テレビや新聞・雑誌・インターネットなどのメディアを通じて情報を入手すること、(2)公民館や図書館・博物館などの社会教育施設を利用して学習活動を行うこと、(3)民間教育産業が提供する教育機会に参加すること、(4)高等教育機関や職業訓練校のような

公立の教育機関で学ぶこと、が考えられる。

第一のメディアを通じた情報としては、日常的に行われている多様なものがある。本や雑誌を購入して読む、という方法も大きな比重を占めている、と考える。すでに「活字離れ」ということが言われるようになってから久しいが、この間インターネットの普及もあいまって雑誌の発行種類・部数が減少しているといわれているが、現時点でもなお「活字」媒体を利用した情報の入手ということは、多くの人にとって重要な意味をもつものである。その意味では新聞も今日なお重要な「活字媒体」による情報提供をおこなっている。また、テレビ・ラジオなども、ニュースや娯楽・スポーツ等々、様々な領域で情報提供している（一部のテレビ番組がねつ造された内容で構成されていて問題になっている、ということもあが）。

第二の社会教育施設を利用した学習活動は、公民館・図書館・博物館といった施設を利用して行われる学習活動である。図書館の場合には主として図書の閲覧をとおして、博物館の場合は主として展示の見学を通して学習する、ということになる。「主として」というのは、今日では、図書館では多様な学習素材が用意されていたり、博物館では展示解説や各種の普及事業などが開催されているからである。また、施設ボランティアとして活動することをおして学習が展開される場合もある。これに対して公民館の場合は、主として講座などに参加する、ということになる。ここでも、積極的な住民参加型・参画型の学習が行われるようになってきている³⁾。

第三の民間教育産業が提供する教育機会は、「カルチャーセンター」などの民間教育産業が主催する教育機会に参加する、というものである。地域によって民間教育産業の展開には大きな違いがあるが、今日では「自己啓発セミナー」や職業に関する資格を付与する「協会」など、多様なものが展開している。

第四の高等教育機関や職業訓練校は、これまでの公立・民間の場合とは異なり、高等教育機関として位置づけられている機関を利用して行われる学習活動である。「一般教養」などを主体とする公開講座や講演会などが従来は中心であったが、今日では「授業公開」や社会人向けの正規の講義なども開講されるようになってきている。いわば高等教育機関としての機能の公開となってきた。近年では、サテライトの運営を積極的に行っている大学も増えているほか、e-learningを模索する例も増えてきている。

このように、様々な学習方法・形態があり、自己の条件に合わせて取捨選択できるようになってきている。

(2) 多様な学習内容

およそ生活を営む過程で展開される学習活動の内容は、その個人の興味関心の所在によって極めて多様なものとなり得る。「趣味」や「一般教養」、「生活を向上・改善させるための学習」、「職業に関する知識・技能の修得」等々にグルーピングされることが多いが、一歩個人の学習というものに踏み込んで分析を試みようとした場合、そこでは多様性・混沌性に直面することになる。

個人の学習要求に応えようとして個別的・具体的に学習を規定する条件を把握しようとする、およそ個人の興味関心は置かれた環境・直面している課題・精神的余裕等々

によって幅のあることに気づかされる。

しかし、様々な生活経験を蓄積する中で、個別性を離れて多くの人々と共有される要素も多く、そこに社会的・平均的な「学習要求」と「学習活動」を見いだすことができる。つまり、個人差という偏差を捨象して一般的化して「学習」について論じることができる、ということである。

例えば、情報リテラシーの修得を考えた場合には、初等・中等教育でも教育する条件が次第に整えられるようになってきたが、高齢者にとってリテラシーを修得することが困難な状況があることも正確に捉えられる必要があるだろう。個人によっては「パソコンを購入する余裕がない」、「インターネットに興味がない」といった差異もあり得る。高齢者の場合、直接労働や生活に直結して「情報リテラシー」の修得が不可欠だ、ということは希なことのように見えがちである。しかし、様々な情報の収集や発信がパソコン・インターネットを通じて行われるようになり、それが「社会的平均」となった段階では、「情報リテラシー」の修得が学習課題として設定される、ということになる。

(3) 地方自治行政の現局面

日本経済は全体として好景気を持続しているとはいえ、地域間格差は著しく拡大している。また、「地方分権」が唱えられながらも、国からの交付金が大幅に削減され、自治体の財政は破綻に瀕している。

こうした中で、地域の様々な資源を活用し、地域活性化を図ることが社会教育・生涯学習の場面でも重視されてきている。地域の活性化を図る、持続的な発展を可能とするように、人材の育成を含め地域の様々な資源を活用したり、社会資本を長期的な展望の下に整備していく、といったことが必要とされている⁴⁾。

また、後にも触れるが、この間「平成の大合併」と呼ばれるように「市町村合併」が推進されてきた。「地方分権」や「三位一体の改革」などが喧伝される中で、様々な「地方行政改革」が行われ、そのことは教育行政にも様々な影響を与えてきている⁵⁾。

Ⅲ. 住民の学習活動のサポートとは

社会教育・生涯学習を地方自治体において積極的に推進する役割を担っている職員として、社会教育主事がいることについてはあえて問題にする必要はないと考える。住民の自主的な学習活動・文化創造活動・スポーツ活動などに着目した場合、そこには必ずしも社会教育職員が関与してない場合もあるのだが、それは歴史性・社会性などを含む地域の特性による違いがあることを意味している、と考える。

(1) 学習活動の展開と「支援」と「指導」

学習活動を「支援」という場合に、少なくとも以下の点について検討することが必要である、と考える。

第一に、学習機会の提供ということがある。それは、ある程度自分なりに興味関心が

絞られている、明確になっている、という場合に有効である。日常的な生活の営みの中で抱いている疑問や抱いた興味関心事を、より深化させようという場合に「学習機会」に参加しようということになる。

学習機会についての情報は、今日では極めて多様なものがあり得る。新聞・テレビ・ラジオ・広報誌・雑誌等々が従来からも主要な入手手段として機能してきた。近年は、インターネットの普及にともなって、世代間での「格差」を内在させながらも、情報検索・収集の主要な手段となってきた。

第二に、学習活動を行うために、学習内容の明確化ということが挙げられる。住民が直面している生活課題・地域課題に対して、必ずしも住民自身がその問題の所在を十分明確に把握できていない、ということである。こうした場合には、一定の相談活動が有効であり、自分の興味関心に対応した学習内容を整理することとあわせて「学習機会」に関する情報提供が必要となってくる。

第三に、主として学習方法についてアドバイスする場面がある。「学習機会」への参加とは相対的に区別されるところで、まず学習活動を個人のできる範囲で始めることから情報として提示したり、学習活動の必要性を指摘・支援することが求められることになる。多くの住民にとって「学習する」ということは、社会教育施設などの場のできる講座や講演会に出席したり、社会教育施設を利用することとしてイメージされている⁶⁾。

学校教育に限定した場合には、学習すべき目標や習得すべき学習内容、教材・教具、そして「指導」する先生の存在が突出している。しかし、成人を含めて学習というものを一般化して捉え直すことも必要である、と考える。

(2) 生涯学習における「指導」と「支援」

自主的に行われている学習活動は、少なくとも(1)興味・関心を持っている、(2)目的意識的に(ある場合にはほとんど無意識的に)何らかの行為を伴う、(3)一定の成果が蓄積される、という要素を内在させていると考える。

こうした個人の学習において「助言」を中心として個人の学習活動をサポートする限りでは「支援」であり、教育方法や教育内容にコミットしながら学習目標に到達できるように具体的な成果を上げるように学習過程において指導性を発揮することが「指導」である、として捉えたい。

こうした「指導」と「支援」の要素を組み合わせながら教育内容が構成され、教育学習プログラムが作成されていく。生涯学習の場合、テーマ・内容は実に多様なものが考えられるのであるが、基本的には労働・生産・生活に基礎づけられたものとして捉えることができよう。

このような教育プログラムの作成に当たっては、社会教育・生涯学習を担当する専門職員の役割が大きいのではあるが、より実効性のあるものとするためには住民との緊密なコミュニケーションや地域の特性・現状・課題などが十分に勘案されなければならない。

教育学習プログラムの実施過程では、一面では自立的・自己完結的な学習活動として展開される側面もあるが、学習の場で講師を務める人や社会教育・生涯学習担当の専門

職員との相互作用として展開される必要がある、と考える。

したがって、学習活動の実践とその総括においても、学習する個人が自己評価すると同時に、学習の場で講師を務める人や社会教育・生涯学習担当の専門職員との共同作業として行われることで初めて正確な評価・総括が可能になる、と考える。

ところで、生涯学習の場面でしきりに「学習成果の活用」ということが話題とされる。確かに学習した成果が何等かの形で具体化されることは望ましいことである。しかし、一面で学習は自己完結する場合（自分なりに学習し満足することで終了する）もあって良いのである。他面では、生活課題・地域課題に関する学習などでは、学習成果にもとづく実践が重要な意味を持つてくる場合もある、と考える。その意味では、「学習にもとづく実践」ということも「教育プログラム」編成に位置づけられるべきではないか、と考える。

(3) 地方行政の果たすべき役割―「指定管理者制度」をめぐる動向から―

これまで見てきたように、住民が学習活動を展開するにあたって、地方自治体が重要な役割を果たしていることは自明のことと考える。しかし、「平成の大合併」で自治体の数は2,000を大きく割り込むまでに減少している。

こうした地方行政の状況にあっては、教育行政と関連行政とが連携していくことが求められていることも論をまたない⁷⁾。

ところで、近年、「指定管理者制度」をめぐる様々な問題が取りざたされている。周知のように、「指定管理者制度」は、小泉内閣のもとで推進された、「民営化」政策の一環をなしているものである。現在、社会教育施設に限定しても、公民館・博物館などで実際に「指定管理者」に運営が移管される事例も増加してきている⁸⁾。

ここでは、基本的な2つの側面から言及しておきたい。第一は、「民営化」の積極的側面である。一般的には「弾力的運用が可能になる」とか、「経費の節減が可能になる」等々のメリットが強調されている。

そうした建前は別として、住民が運営主体に直接・間接にどのように関与できるのか、という視点から若干検討してみたい⁹⁾。

これまで、社会教育施設の運営・事業の展開においては、基本的にはそこに配置された専門職員が一義的に専門性を発揮して業務を行ってきた。博物館を例にとれば、博物館法にも明記されているように、学芸員が専門職員として位置づけられているのである。勿論、博物館は社会教育施設であり、住民の学習活動・文化創造活動のために設置される施設ではあるのだが、管理運営においてはあくまで職員の任務となる。

これに対して、これまで博物館の世界でも行われてきた財団への委託では、多くの場合博物館を「管理運営」することを主たる目的として、いわば受け皿として財団が組織される、というケースが多かった。そこには住民の「管理運営への参加」の道は開かれていなかった。しかし、「指定管理者制度」の場合、可能性としては民間企業（例えば展示の企画や設計・施工を行う民間企業など）なども受託できるのであるが、NPOが受託することで「住民」が直接管理運営に参加することもあり得る、ということになったのである。

第二に、専門職員の位置づけである。これまで述べてきたように、「住民の参加・参画」とも密接に関係するのだが、職員とりわけ専門職員の問題である。果たして専門職員の活動（それは社会教育施設の十全な機能の発揮がなされるのか、という問題になる）に即した検討である。

先に述べたように「管理運営」に地域住民が参加する場合や民間企業が受託する場合などを含め、博物館という社会教育施設の機能を果たすためには専門性の保障が不可欠である。日常的に行われる調査研究や資料の収集・保存・管理、展示、教育普及などの事業展開において求められる専門的知識・技能といった「専門的力量」は、一朝一夕に形成されるものではない。その意味では、任用の「任期」を含め労働条件が安定した「身分保障」が必要である、と考える。

IV. 「大学開放」においても求められる「支援」

(1) 住民の学習要求と日本の社会教育行政の特質

日本社会では、様々な場面で「縦割り行政の弊害」ということが指摘されることが多い。それは国家的レベルの場合でも、地方自治体の場合でも同様である。

教育行政に焦点を当てた場合にもしばしば問題とされることがある。教育委員会の中でさえ、学校教育を担当するセクションと社会教育・生涯学習を担当するセクションとの間で十分な共通認識・課題への対処がなされていないことが多い。また、社会教育・生涯学習において「学習内容」は、労働・生産・生活の極めて多岐にわたるものであり、したがって「学習内容」を構成するにあたっては、様々な行政領域との連携が自ずと不可欠になる。医療・福祉に関する学習においては「厚生労働省」関係との連携が必要であり、農家の経営や生活改善を目指す学習では「農林水産省」関係との連携が求められる、といった具合である。

勿論、すべてのテーマ・内容においてそうだ、というわけではない。行政との関与が比較的希薄なもの、あるいは教育行政の中だけで完結している場合も当然あり得る。

しかし、生活課題や地域課題を掘り下げ、実効性のある対処方法を探ろうとするならば、「縦割り行政の弊害」を克服する必要があることは論をまたない、ということができよう。

それは公民館などで実際に講座や講演会といった事業を企画・実施する際に強く求められてくることである。

住民の多様な学習ニーズに応えるために「出前講座」を実施している自治体も多い。住民から要望がだされると、関係する部局の担当者が地域に出向いて講師を務める、という形態の「学習機会の提供」である。こうした事業の展開は、「縦割り行政の弊害」を克服することがなされてこそ、換言すれば真に住民に必要とされている課題に自治体職員として応えていこうとする意識の形成がなされてこそ、実現できることであろう。

そういう意味では、行政内部で相互の協力が必要とされる場合の典型的なものは、総合計画の策定・実施においてである。地域でこれまで行われてきた様々な活動（行政だけでなく、企業や協同組合、社会教育関係団体、グループ、個人などの活動の総体）と

その蓄積が総括され、地域が直面している課題と克服すべき方向性などを打ち出すことが求められる。こうしたとき、行政内部では相互に協力しなければ「総合計画」は単なる「作文」に終わってしまうのである。

また、そうした「総合計画」の策定・政策立案に当たって専門的な調査研究が必要とされることが多いが、これまでは民間企業に委託するという例も多かった。しかし、今日では大学が「地域志向」を強めてきていることもあり、「大学開放」ということで、大学の調査研究機能を発揮することで地域を支援することが可能なのである。

また、「総合計画」の実施には、行政のみならず企業や協同組合、グループ、NPOなどの様々な住民組織や個人の取り組みが必要とされるのであるが、そのためには住民組織・個人が積極的に学習を展開し、共通認識を形成していくことが不可欠である。そこには「教育プログラム」の作成が必要とされてくる、ということになる。また、そうした教育プログラムの作成にも、大学が果たし得る役割が大きい、と考える。

「総合計画」は個別の行政部門だけで完結するのではなく、経済・産業・医療・保健・福祉・教育など、様々な領域にまたがるからこそ「総合計画」なのであり、地域を丸ごと把握するからこそ「総合計画」なのである。そして、計画にもとづいて実践する主体が行政のみならず企業や協同組合、グループ、NPOなどの様々な住民組織や個人によって担われるからこそ実現可能なのである。

(2) スイスにおける住民の学習ニーズと民間教育産業および公的教育機関の役割

住民の学習要求に対応して多様な学習機会の提供を行うということは、その社会のシステムによって具体的な条件が異なることから自ずと多様な形態をもち、担い手も必ずしも一義的に定まってくるわけではない。

ここで簡単にスイスを事例として「住民の学習要求に対応した学習機会の提供」について紹介しておきたい。

その第一は、職業訓練における公的教育機関の役割である。スイスでは、大学進学率が3割未満で、高等教育機関に相当するもので職業教育を実施している。また、高校も普通科と職業科とが並立しており、日本のような「普通科」と「職業科」との著しい格差・対立（高校進学段階で、成績のよいものは「普通科」に進学し成績の相対的に悪いものは商業・工業などの「職業高校」に進学する、といった「差別」など）は基本的に生じていない。

こうした中で、高等教育の一環として職業訓練校があるのだが、そこでは職業に関する専門的な知識と同時に様々な基礎教育科目も授業の中に組み入れられている。

第二に、民間教育産業の動向に触れておきたい。「Migros」と呼ばれる生活協同組合は、全国展開している組織で、教育学習事業にも非常に力を入れている。事業費の1パーセントを教育事業に充当し、様々な「教育機会」を提供している。

この「Migros」の事業概要は、語学や趣味・教養などの各種講座の他、体育・スポーツ施設などの経営も行っている。注目されることは、地域住民の学習ニーズに対応して多様な学習コース・プログラムが用意されていることである。そして「地域住民支援」を行っている、ということである。

ここで、語学に関する講座を例に簡単にスイスの状況を紹介します。スイスは多民族国家で、現在は移民も労働者として積極的に受け入れている。また、観光も基幹産業としての位置を占めている。ヨーロッパ各国だけでなく、様々な地域との交流があり、そうした中で、語学学習は職業に不可欠のスキルとして修得がめざされている場合が多いのである。

このように、スイスでは、キャリア教育において「地域住民支援」ということは、公的機関や民間教育産業が担うこともあり得る、ということである。

(3) 今後大学に求められるもの

「大学開放」との関わりで改めて確認したいことは、第一に専門職員の養成課程を大学がもち、社会的にみて重要な役割を果たしている、ということである。例えば、社会教育・生涯学習の領域では、社会教育主事や公民館司書・博物館学芸員といった専門職員は大学において関連する講義・演習・実習が開講され、そこで必要とされる単位を修得することで資格を取得できる。医療系の場合などは、国家試験の受験資格をもつことになる。このように、大学は専門職員を養成する機関としての役割を付与されている、ということである。

第二に、「社会教育主事講習」のように、大学が開講する、正規の授業とは区別されるが教員が主体となって資格取得・専門職員養成の養成講座（講習会）が開催されていることである。「社会教育主事講習」の場合、平成13年度にその受講資格が大幅に緩和された経緯があるが、現職教員と地方自治体職員が受講者のほとんどを占めている。こうした学校教育の現職教員、あるいは「現場の経験者・担当者」を対象として養成講座を実施していることの意義は大きい。

第三に、大学が高度な研究機能を持っていることを再確認したい。それは様々な領域において行われていることであるが、先にも触れたように地域の自然的・歴史的・社会的・文化的特性をふまえながら、地域の現状と課題を明らかにする調査研究の機能を持つことの意義は、極めて大きいものと考えられる。今日、「研究・教育・地域貢献」を掲げる大学は多いが、その具体的実践として、研究機能を基礎として教育や地域貢献を行うことが大学に期待されている、ということである。

V. むすび

今日、地域が直面している課題は極めて多岐にわたるものがあり、またそれぞれに深刻なものであるといえよう。環境問題や産業・医療・福祉・介護・教育等々、地域によってその現れ方は異なるとはいえ、避けてとおることのできない問題が山積している。そうした課題に取り組む上で「学習」は最も基本となるものである。

「地域住民支援」は、様々な場面で展開されることが求められていることである。また、「支援」を行うのは、行政の他にも民間企業や協同組合・NPOなど様々な地域組織にも期待されていることである。そしてそれらを総合的に「支援」する存在として大学が重要な役割を果たすことが期待されている、ということである。

最後に、学習の捉え方について、次の4点を述べることでこの小論のまとめとしたい。

1、「学習」というものを捉える場合、「学習主体」をどのように捉えるのかということが問題とされなければならない。また、「学習活動」という用語も、それを成立させている条件や「場」をどのように設定するのか、ということが検討される必要がある、と考える。この小論ではそこまで踏み込まず議論を進めたが、多面的なアプローチがなし得るものであることを確認しておきたい。

2、住民の学習支援を行うために行政の果たす役割は大きい。しかし、十分条件は整っていない。民間との「棲み分け」や首長部局との「役割分担」の中で、趣味・教養の分野や、入門講座に矮小化・自粛する傾向が一段と強まっている。そこには、行政における職員の削減・専門性の否定・予算削減といった条件が作用していることは言うまでもない。

3、社会教育・生涯学習担当の専門職員に対する「支援」が大学に求められているのではないか。専門職員の養成課程や再教育・レベルアップをはかる教育プログラム・システムの開発が必要とされているのであり、そこでの大学への期待は大きい。専門職員の現状分析の深化、政策能力の向上、教育プログラムの企画力等々の向上が必要とされており、その養成は大学に期待されている。。

4、住民の学習ニーズに応えるという場合、職業教育部面においてより充実されることが必要である、と考える。今日、「格差」が著しく拡大し、「地方と中央との格差」や「大企業と中小企業との格差」、「資本家と労働者との格差」、さらに「労働者の中での格差」は一段と拡大してきている。

(藤田 公仁子)

<注>

1) 例えば、学習活動を捉える上で、「省察」ということをキー概念にすえようという提起もある。永井健夫「省察的实践論の可能性」(日本社会教育学会編『成人の学習と生涯学習』、第5章、東洋館出版社、2004年)。

2) 成人の学習について三輪建二が基本的な視角を提起していると考えるが、別の機会に検討してみたい。三輪建二「成人学習論の展開—国際的動向と関連して—」(日本社会教育学会編『成人の学習と生涯学習』、第1章、東洋館出版社、2004年)。

3) 「住民参画型学習」については、すでに若干の考察を行っているので参照されたい(拙稿『住民参画型大学開放』を展望する)(『岩手大学生涯学習論集』、2006年)。

4) この点については、南里悦史「持続可能な地域を創る社会教育」(日本社会教育学会編『現代教育改革と社会教育』、第11章、東洋館出版、2004年)を参照されたい。

5) 「地方自治行政」と「社会教育行政」の現局面について言及したものは多いが、例えば、上野景三「地方自治制度改革と社会教育行政」(日本社会教育学会編『現代教育改革と社会教育』、第7章、東洋館出版、2004年)などの論文がある。

6) 様々な学習活動に関する調査があるが、例えば文部科学省によれば、「生涯学習人口」は3,000万人にのぼるということである。この場合、全国の教育委員会主催の事業への参加者や社会教育施設(公民館、体育施設等)の利用者、そして都道府県知事・市町村長部局主催の学習機会への参加回答者が基準となっている。数値化できる「学習者」・「学

習人口」は、民間教育産業も含めた講座や講演会への参加や社会教育施設の利用者というイメージにならざるを得ない、という側面がある。

7) 国生寿「社会教育関連行政と社会教育の再編」(日本社会教育学会編『現代教育改革と社会教育』、第8章、2004年)。

8) 例えば「日本経済新聞」の平成18年12月9日付の記事では、現状では『学芸』の質維持手探り」という見出しで委託が進行している中で様々な問題があることを報じている。9) 「指定管理者制度」に関連して筆者は別の機会に博物館の運営について述べたことがある。それを参照していただきたい。拙稿「博物館が果たす機能から指定管理者制度導入を考える」(『北海道開拓記念館だより』、2006年9月号)。

科学研究費成果報告書
地域と融合した「大学開放」システム構築の未来像

印刷・発行 平成 20 年 6 月
岩手大学地域連携推進センター

藤田 公仁子